

その他資料 1

育児・介護休業制度に係る報告書

商号又は名称

制 度 の 内 容	実施している制度 に○をつけること
1 1歳（保育所に入所できない等一定の場合は2歳。以下、同じ。）に満たない子を養育する従業員で育児休業をしていない場合に、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、 <u>（※所定労働時間の短縮を含まない。）</u> 、託児施設の設置運営等の <u>いずれかの</u> 制度がある。	（第24条第1項第1号）
2 1歳から3歳に達するまでの子を養育する従業員に、育児休業、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、 <u>（※所定労働時間の短縮を含まない。）</u> 、託児施設の設置運営等の <u>いずれかの</u> 制度がある。	（第24条第1項第2号）
3 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員に、育児休業、所定外労働の制限（1ヵ月24時間未満、1年150時間未満の場合）、所定労働時間の短縮、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、託児施設の設置運営等の <u>いずれかの</u> 制度がある。	（第24条第1項第3号）
4 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 子を養育する従業員に、その子の看護のための休暇（子の看護休暇）を一の年度において5労働日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10労働日）を <u>超えて</u> 取得できる制度がある。	（第16条の2第1項を 越える日数）
5 常時介護を要する家族を介護する従業員に、通算93日（3回を上限とする）を <u>超える</u> 介護休業の制度がある。	（第15条第1項を 越える日数）
6 常時介護を要する家族を介護する従業員に、一の年度において5労働日（常時介護を要する家族が2人以上の場合は10労働日）の休暇（介護休暇）を <u>超えて</u> 取得できる制度がある。	（第16条の5第1項を 越える日数）
7 家族を介護する従業員に関して、上記5から7又は就業中に介護サービスを利用した場合の費用を助成する制度に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した制度がある。	（第24条第2項）
8 妊娠、出産若しくは育児又は介護を理由として退職した従業員に対し、必要に応じて再雇用する制度がある。	（第27条）

（注1） 表中における用語の定義は、育児休業・介護休業法における定義と同じである。

（注2） 「実施している」とは、現在又は過去における制度の利用の有無に関係なく、要件に該当した従業員がいつでも制度を利用できる体制にあることをいう。

（注3） 1～3で示す「所定労働時間の短縮」及び「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の定義は以下のとおり。

- ・所定労働時間の短縮：1日の労働時間を6時間未満に短縮する制度
- ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ：1日の労働時間はそのままに、勤務する時間帯（始業・終業時刻）を変える制度

（注4） 1～8の1つでも該当項目があれば加点対象となります。

<添付書類>

労働基準監督署の受付印のある就業規則（コピー）を添付すること。その際、上記表の該当箇所が分かる文の部分に色付け又は網掛け・アンダーライン・付箋などをする。